（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、第六十八条第四項及び第七項から第十項まで、」を「の規定、地方公務員等共済組合法第六十八条第六項及び第九項の規定、改正後地共済法」に、「並びに別表第二」を「及び別表第二」に改め、同項の表改正後地共済法第六十八条第四項の項中「改正後地共済法第六十八条第四項」を「地方公務員等共済組合法第六十八条第六項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同表改正後地共済法第六十八条第四項ただし書の項を次のように改める。

地方公務員等共済組合法第六十八条第六項ただし書	障害厚生年金及び旧職域加算障害給付
	障害厚生年金

第十三条第一項の表改正後地共済法第六十八条第七項の項中「改正後地共済法第六十八条第七項」を「地方公務員等共済組合法第六十八条第九項」に、「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改める。

第百七十二条第三項中「同項第二号中」の下に「年（」とあるのは「年の前年（」と、「前年）の一月一日」とあるのは「前々年）の九月三十日」と、」を、「標準となつた給料」の下に「の合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を加え、「組合員（任意継続組合員を除く。）」を「全ての組合員の同月」に改め、「改正後の法」の下に「（以下この号において「改正後地共済法」という。）」を、「標準報酬の月額」の下に「の平均額を改正後地共済法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第十九条の規定は、平成二十八年度以後の各年度における国民健康保険組合の特別積立金について適用し、平成二十七年度以前の各年度における国民健康保険組合の特別積立金については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十条第三項及び第五項の規定は、平成二十八年度以後の各年度における国民健康保険組合の給付費等支払準備金について適用し、平成二十七年度以前の各年度における国民健康保険組合の給付費等支払準備金については、なお従前の例による。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養の給付に要する費用の額、施行日以後に行われる療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用の額並びに施行日以後に支給される療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに平成二十八年度以後の年度に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び確定後期高齢者支援金の額並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による概算納付金の額及び確定納付金の額についての国民健康保険組合に対する補助金について適用し、施行日前に行われた療養の給付に要した費用の額、施行日前に行われた療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要した費用の額並びに施行日前に支給された療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額並びに平成二十七年度以前の年度に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び確定後期高齢者支援金の額並びに介護保険法の規定による概算納付金の額及び確定納付金の額についての国民健康保険組合に対する補助金については、なお従前の例による。

2　平成二十八年度において第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十五条の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えられた第二条の規定による改正後の同令第五条（同令附則第十五条の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる第二条の規定による改正後の同令附則第十五条の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えられた第二条の規定による改正後の同令第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号ハの表

百分の三十二	千分の三百二十
百分の三十	千分の三百十六
百分の二十八	千分の三百十二
百分の二十六	千分の三百八
百分の二十四	千分の三百四
百分の二十二	千分の三百
百分の二十	千分の二百九十六
百分の十八	千分の二百九十二
百分の十六	千分の二百八十八
百分の十四	千分の二百八十四
百分の十三	千分の二百八十二

第四項第二号ロ(1)の表

千分の百六十一	千分の百六十三
千分の百五十七	千分の百六十三
千分の百五十四	千分の百六十二
千分の百五十	千分の百六十一
千分の百四十七	千分の百六十一
千分の百十五	千分の百二十八
千分の八十四	千分の九十六
千分の五十五	千分の六十三
千分の二十七	千分の三十二